

吸收分割に関する事前開示書面

(吸收分割承継会社：会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に基づく開示事項)

(吸收分割会社：会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に基づく開示事項)

2026 年 1 月 30 日

日本ガイシ株式会社
NGK エレクトロデバイス株式会社

2026年1月30日

名古屋市瑞穂区須田町2番56号
日本ガイシ株式会社
代表取締役社長 小林 茂

山口県美祢市大嶺町東分字岩倉2701番1
NGK エレクトロデバイス株式会社
代表取締役社長 富山 裕

吸收分割に関する事前開示書面

日本ガイシ株式会社（以下「吸收分割承継会社」といいます。）及びNGK エレクトロデバイス株式会社（以下「吸收分割会社」といいます。）は、それぞれの取締役会決議を経て、2026年4月1日を効力発生日として、吸收分割（以下「本吸收分割」といいます。）を行うことを決定し、2026年1月29日付で、両者の間で吸收分割契約（以下「本吸收分割契約」といいます。）を締結しました。

本吸收分割に関し、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条並びに会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条により開示すべき事項は、以下のとおりです。

1. 本吸收分割契約の内容

別紙1のとおりです。

2. 分割対価の相当性に関する事項

吸收分割会社は吸收分割承継会社の完全子会社であることから、本吸收分割に際しては、株式、金銭その他の対価の交付を行わず、また、本吸收分割により吸收分割承継会社の資本金及び資本準備金は増加しません。

3. 吸收分割会社の新株予約権の定めの相当性に関する事項

該当事項はありません。

4. 計算書類に関する事項

（1）吸收分割承継会社についての次に掲げる事項

（ア）最終事業年度に係る計算書類等の内容

吸收分割承継会社は、有価証券報告書及び半期報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）よりご覧いただけます。

（イ）最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(ウ) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

(NAS®電池の製造及び販売活動の終了)

吸収分割承継会社は、2025年10月31日開催の取締役会において、エナジーストレージ事業として展開するNAS®電池の製造・販売活動を終了し、新規受注の獲得を行わない方針を決定いたしました。本件の詳細につきましては、2025年10月31日付で公表した「NAS電池の製造及び販売活動終了に関するお知らせ」もご参照下さい。

(2) 吸収分割会社についての次に掲げる事項

(ア) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2のとおりです。

(イ) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(ウ) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

・吸収分割会社は、株主総会による承認を条件として、2026年3月30日を効力発生日として、資本金の額を34億5,000万円、資本準備金の額を27億7,400万円それぞれ減少することを取締役会において決定しました。

・吸収分割会社は、2026年1月29日付で、エヌジーケイ・セラミックデバイス株式会社との間で、エヌジーケイ・セラミックデバイス株式会社を存続会社、吸収分割会社を消滅会社とし、2026年4月1日を効力発生日とする吸収合併（以下「本吸収合併」といいます。）を行うことにつき、吸収合併契約を締結しました。なお、本吸収合併の効力発生は本吸収分割の効力発生を条件としております。

5. 本吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割承継会社の債務及び吸収分割会社の債務の履行の見込みに関する事項

本吸収分割の効力発生日以後の吸収分割承継会社及び吸収分割会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本吸収分割の効力発生日以後の両社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、両社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。したがいまして、本吸収分割の効力発生日以後における両社の債務について履行の見込みがあると判断いたします。

6. 備置開始後の変更に関する事項

事前開示開始日後に以上に掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の当該事項を直ちに開示いたします。

以上

別紙1 本吸收分割契約

(次頁以降に添付)

吸收分割契約書

NGK エレクトロデバイス株式会社（以下「甲」という）及び日本碍子株式会社（以下「乙」という）は、甲の事業に関する権利義務の一部を乙に承継させる吸收分割（以下「本吸收分割」という）に関し、次のとおり吸收分割契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（吸收分割）

甲は、吸收分割の方法により、甲の営業機能にかかる事業（以下「本件事業」という）に関して甲が有する第4条に定める権利義務を乙に承継させ、乙は、これを承継する。

第2条（商号及び住所）

本吸收分割にかかる甲及び乙の商号及び住所は、次のとおりである。

① 甲 商号：NGK エレクトロデバイス株式会社
住所：山口県美祢市大嶺町東分字岩倉 2701 番 1

② 乙 商号：日本碍子株式会社
住所：愛知県瑞穂区須田町 2 番 56 号

第3条（効力発生日）

本吸收分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という）は、令和8年4月1日とする。ただし、必要に応じて、甲及び乙が協議の上、これを変更することができる。

第4条（承継する権利義務等）

- 乙は、本吸收分割により、甲から別紙1及び2に掲げる資産、負債、雇用契約その他の権利義務を承継する。
- 本吸收分割による甲から乙への債務及び義務の承継は、免責的債務引受の方法による。
- 乙は、本吸收分割の効力発生後に本条第1項に基づき甲から乙に承継された債務以外の甲の債務（会社法第759条第3項に基づく請求による債務を含む）について履行その他の負担をしたときは、甲に対して、その負担の全額の求償をすることができる。

第5条（吸收分割に際して交付する株式の数及び割当て）

乙は、甲の発行済株式の全部を所有しているため、本吸收分割に際して、甲に対し、一切の対価を交付しない。

第6条（乙の資本金及び準備金に関する事項）

本吸收分割により、乙の資本金及び準備金の額はいずれも増加しない。

第7条 (株主総会の決議)

本吸收分割は、それぞれ会社法第784条第1項に定める略式分割手続及び会社法第796条第2項に定める簡易分割手続により、甲及び乙において本契約に関する株主総会の承認を得ることなく行うものとする。

第8条 (会社財産の管理)

甲及び乙は、本契約の締結日から効力発生日までの間、それぞれ善良な管理者の注意をもって業務を執行し、資産及び負債を管理するものとし、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為をするときは、事前に相手方の同意を得なければならない。

第9条 (競業避止義務)

甲は、本吸收分割にかかわらず、効力発生日後においても、本件事業に関し、法令によるか否かを問わず、一切競業避止義務を負わないものとする。

第10条 (本契約の変更及び解除)

本契約締結後効力発生日までの間、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態若しくは経営状態に重要な変更が生じたとき又は本契約の目的の達成が困難になったときは、甲及び乙が協議の上、本吸收分割の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条 (本契約の効力)

本契約は、効力発生日の前日までに法令の定める関係官庁の承認が得られないときは、その効力を失う。

第12条 (協議)

本契約に定めるもののほか、本吸收分割に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議の上、これを定める。

本契約の成立を証するため本書2通を作成し、各自記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 山口県美祢市大嶺町東分字岩倉 2701 番 1

NGK エレクトロデバイス株式会社

代表取締役社長 富山 裕

乙 愛知県名古屋市瑞穂区須田町 2 番 56 号

日本碍子株式会社

代表取締役社長 小林 茂

別紙 1

承継対象権利義務明細表

本件吸収分割により乙が甲から承継する権利義務は、効力発生日において甲に属する次に記載する資産、負債、契約その他の権利義務とする。

なお、承継する権利義務のうち資産及び負債については、2025年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算書類を計算の基礎として、これに効力発生前日までの増減を加除したうえで確定する。

1. 資産及び負債

- (1) 効力発生日において製品製造及び、本事業の用に供される一切の設備・装置・器具・備品等
- (2) 土地、建物等の一切の不動産
- (3) 甲の固定資産のうち、ネットワークインフラを構成する機器類及び業務遂行に関するシステム（生産管理システム及びそれに付随するシステムを含むがこれに限らない）
- (4) 効力発生日における甲の顧客との間に生じた売掛金及び未収入金などの債権並びに未払金などの債務
- (5) 下記3.(2)に従い本件吸収分割に伴い甲から乙に承継される従業員に対する賞与及びその社会保険料に係る未払費用並びに退職給付に係る引当金
- (6) 甲の子会社である NGK GLOBETRONICS TECHNOLOGY SDN.BHD. と NGK ELECTRONICS DEVICES(M) SDN.BHD.に対して甲が有する株式
- (7) その他、甲及び乙が承継に同意したもの

2. 承継する知的財産

甲が有する特許権、製造技術、ノウハウ、研究開発の成果、顧客情報等営業上の秘密その他甲及び乙が同意する情報及び一切の知的財産権

3. 承継する契約関係

- (1) 甲を当事者として締結された乙を除く甲の顧客に関連する一切の契約上の甲の地位及び権利義務
- (2) 効力発生日において本事業に主として従事する従業員との間の雇用契約上の地位及び当該雇用契約に基づき発生する一切の権利義務。ただし、効力発生日時点で既に発生している給与、出張旅費、その他当該雇用契約上の債務を除く。
- (3) 本別紙1.(3)記載の承継資産にかかる契約上の甲の地位及び権利義務
- (4) 別紙2に記載の賃貸借契約上の甲の地位及び権利義務
- (5) その他、甲及び乙が承継に同意したもの

4. NGK GLOBETRONICS TECHNOLOGY SDN.BHD. と NGK ELECTRONICS DEVICES(M) SDN.BHD.に対して甲が有する一切の権利義務
5. 前各項の記載にかかわらず、次に掲げるものは乙に承継しないものとする。
 - (1) 4.記載の権利義務のうち、甲製品の製造委託に関する権利義務

以上

別紙2

甲から乙へ承継する賃貸借契約は以下の通りとする。

地番	契約書名	契約日 (契約書記載のま ま)
兵庫県尼崎市東向島東之町1番地	事業用定期借地権設定契約書	2015年9月28日
兵庫県尼崎市東向島西之町1番地	土地建物賃貸借契約書	2020年4月1日
東京都千代田区神田神保町2-4太 平電業第2ビル7階	貸室賃貸借契約書	平成24年5月30日
美祢市大嶺町東分字岩倉2704-2、 2704-4	不動産賃貸借契約書	平成10年11月1日
山口県美祢市大嶺町東分字岩倉2706 番地の1	不動産賃貸借契約書	平成16年3月31日

以上

別紙2 吸収分割会社の最終事業年度に係る計算書類等

(次頁以降に添付)

独立監査人の監査報告書

2025年5月23日

NGKエレクトロデバイス株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ
福岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士

吉田秀敏

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、NGKエレクトロデバイス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第35期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象には他の記載内容は含まれておらず、当監査法人は他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、他の記載内容を通読し、通読の過程において、他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外に他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

監査報告書

2024年4月1日から2025年3月31日までの、第35期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役からの意見に基づき審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監査役は「監査役監査規則」に準拠し、当期の監査方針等に従い、取締役、会計監査人、従業員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

- ① 取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については子会社の取締役及び従業員等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを確認するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月26日

NGKエレクトロデバイス株式会社

常任監査役(常勤) 梅田 浩 

監査役 村上智是 

第35期

計算書類

自 2024年4月1日

至 2025年3月31日

貸 損 株 個	借 益 主 資 本 別	対 計 本 等 変 動 注	照 算 動 計 算 記	表 書 書 表
------------------	----------------------------	---------------------------------	----------------------------	------------------

NGKエレクトロデバイス株式会社

代表取締役社長 富山 裕

貸 借 対 照 表

(2025年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	9,423	流動負債	19,871
現金及び預金	22	支払手形及び電子記録債務	492
受取手形及び電子記録債権	134	買掛金	2,988
売掛金	3,560	短期借入金	15,206
製品	1,188	一時預金	25
半仕掛品	187	未払金	279
原材	1,999	未払費用	575
貯蔵	1,199	設備未払金	216
有償支給取引に係る資産	404	設備等支払手形	51
未収入金	307	その他の	35
未収消費税等	213	固定負債	6,701
その他の	196	長期借入金	5,300
貸倒引当金	8	退職給付引当金	1,185
△0		役員退職慰労引当金	22
固定資産	2,549	繰延税金負債	7
有形固定資産	521	資産除去債務	147
建物	3	その他の	38
機械及び装置	16	負債合計	26,572
工具、器具及び備品	12	(純資産の部)	
建設仮勘定	489	株主資本	△14,599
投資その他の資産	2,028	資本金	3,450
関係会社株式	30	資本剰余金	2,774
長期貸付	1,974	資本準備金	2,774
その他の	23	利益剰余金	△20,823
		その他利益剰余金	△20,823
		特別償却準備金	17
		繰越利益剰余金	△20,840
資産合計	11,973	純資産合計	△14,599
		負債・純資産合計	11,973

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

(単位 : 百万円)

科 目	金 額
売 上 高	13,111
売 上 原 価	16,304
売 上 総 損 失	△3,192
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,308
営 業 損 失	△4,501
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	88
雜 収 入	2
営 業 外 費 用	91
支 払 利 息	200
為 替 差 損	14
雜 損 失	22
經 常 損 失	236
特 別 利 益	△4,646
固 定 資 産 売 却 益	0
資 金 受 贈 益	3,000
保 険 金 収 入	241
特 別 損 失	3,241
固 定 資 産 除 却 損	25
災 害 損 失	49
減 損 失	704
補 償 損 失	3,000
税 引 前 当 期 純 損 失	3,778
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	△5,183
法 人 税 等 調 整 額	6
当 期 純 損 失	△5
	0
	△5,184

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本				株主資本合計	
	資本	資本剰余金	利益剰余金			
		資本準備金	その他利益剰余金	特別償却準備金		
当期首残高	3,450	2,774	30	△ 15,669	△ 9,414	
当期変動額						
特別償却準備金の取崩し			△ 13	13	—	
当期純損失				△ 5,184	△ 5,184	
当期変動額合計	—	—	△ 13	△ 5,171	△ 5,184	
当期末残高	3,450	2,774	17	△ 20,840	△ 14,599	

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

… 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

… 総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 重要な収益の計上基準

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。主な履行義務は、顧客からの注文書や契約書等に基づき、製品を製造し、納品することあります。製品を納品した時点で収益を認識しておりますが、一部の顧客については、製品を納品後、顧客が製品を使用した時点で収益を認識しております。

買戻し義務のある有償支給取引により有償支給元から支給される支給品の当該支給元への販売については、加工代相当額のみを純額で収益として認識しております。

4. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益としております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒実績率により回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定率法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用

処理しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

【 収益認識に関する注記 】

(1) 収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「重要な収益の計上基準」に記載のとおりであります。

【 貸借対照表に関する注記 】

1. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	675 百万円
長期金銭債権	1, 973
短期金銭債務	16, 634
長期金銭債務	5, 300
2. 有形固定資産の減価償却累計額	26, 271 百万円

【 損益計算書に関する注記 】

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	3, 136 百万円
仕入高	6, 625
販売費及び一般管理費	115
営業取引以外の取引による取引高	3, 432

2. 減損損失

当社は事業用資産については、製造工程の類似性に基づきグルーピングを行っております。

事業用資産については、経営環境が改善せず、赤字が続いていることから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に 704 百万円計上しております。

上記の減損損失の内訳は、建物(37 百万円)、機械及び装置(285 百万円)、工具器具備品(187 百万円)、建設仮勘定(164 百万円)、その他(0 百万円)、無形固定資産(28 百万円)であります。

3. 補償損失

当社の取引先で発生した損失について、当該取引との合意に基づき支払ったものであります。

4. 資金受贈益

親会社からの資金援助額であります。

【 株主資本等変動計算書に関する注記 】

1. 発行済株式の種類及び総数

発行済株式の種類	当事業年度末株式数
普通株式	9,659 株

【 税効果会計に関する注記 】

繰延税金資産の主な内訳は、減損損失、繰越欠損金であります。なお、評価性引当額は、11,526百万円であります。

また、繰延税金負債の内容は、特別償却準備金であります。

【 金融商品に関する注記 】

1. 金融商品の状況に関する事項

資金運用については短期的な預金等に限定し、親会社からの借入により資金を調達しております。受取手形及び電子記録債権、売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない関係会社株式は含めておりません。現金は注記を省略しており、流動資産・流動負債は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 長期貸付金	1,974	1,974	—
(2) 長期借入金	5,300	5,300	—

金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 長期貸付金

これらは主に変動金利による子会社への貸付であり、短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(2) 長期借入金

これらは変動金利による親会社からの借入であり、短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

【 関連当事者との取引に関する注記 】

1. 親会社

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権の所有(被所有)の割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容 (注 1)(注 2) (注 3)	取引金額	科目	期末残高
親会社	日本ガイシ株式会社	被所有 直接 100	製品の販売 資金の援助 役員の兼任 材料の購入	資金の借入 利息の支払 製品の販売 材料の購入 支援金の受贈	4,650 198 2,794 307 3,000	短期借入金 長期借入金 売掛金 買掛金 —	15,206 5,300 520 363 —

取引条件および取引条件の決定方針等

(注 1) 日本ガイシ株式会社からの資金の借入については、短期間で市場金利を反映して決定しております。なお、担保は差し入れておりません。

(注 2) 日本ガイシ株式会社への製品の販売および同社からの材料の購入については、総原価を勘案して交渉の上価格その他の取引条件を決定しております。

(注 3) 支援金の受贈額については、日本ガイシ株式会社の取締役会の承認に基づき決定しております。

2. 子会社

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権の所有(被所有)の割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容 (注 1)(注 2)	取引金額	科目	期末残高
子会社	NGK Electronics Devices(M) Sdn.Bhd.	所有 直接 100	資金の援助 外注加工委託 役員の兼任	資金の貸付 利息の受取 外注加工 設備売却	826 88 5,183 1,359	長期貸付金 未収利息 買掛金 未収入金	1,973 — 846 112
子会社	NGK Globetronics Technology Sdn.Bhd.	所有 直接 51	外注加工委託	外注加工	1,110	買掛金	146

取引条件および取引条件の決定方針等

(注 1) NGK Electronics Devices(M) Sdn.Bhd.社に対する資金の貸付については、短期間で市場金利を反映して決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

(注 2) 外注加工委託・設備売却については、市場価格を勘案して決定しております。

【 1 株当たり情報に関する注記 】

1 株当たり純資産額	△1,511,483 円
1 株当たり当期純損失(△)	△536,746 円

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

計附 算属 書明 類細 の書

(第35期)

自 2024年4月1日

至 2025年3月31日

NGKエレクトロデバイス株式会社

代表取締役社長 富山 裕

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：百万円)

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿価額	減価償却累計額	期末取得原価
有形固定資産	建物	3	39	37 (37)	2	3	7,214	7,217
	機械及び装置	14	311	285 (285)	24	16	14,801	14,817
	工具器具備品	13	233	187 (187)	46	12	3,985	3,997
	リース資産	—	—	— (—)	—	—	239	239
	建設仮勘定	1,850	679	2,040 (164)	—	489	—	489
	その他の	—	0	0 (0)	0	—	31	31
	計	1,882	1,264	2,552 (676)	73	521	26,271	26,793
無形固定資産		—	32	28 (28)	3	—		

(注 1) 「当期減少額」欄の()は内数で、当期の減損損失計上額であります。

(注 2) 当期増加額の主な内容は次のとおりであります。

機械及び装置	セラミックス製造設備	143 百万円
工具器具備品	金型・治具	134 百万円

2. 引当金の明細

(単位：百万円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
貸倒引当金	0	—	—	0
退職給付引当金	1,198	88	101	1,185
役員退職慰労引当金	21	1	—	22

3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位：百万円)

科 目	金 額	摘 要
販 売 手 数 料	21	
発 送 費	91	
役 員 報 酬	115	
給 料 手 当	329	
賞 与	93	
役員退職慰労引当金繰入額	1	
退 職 給 付 費 用	29	
福 利 厚 生 費	104	
旅 費 交 通 費	33	
通 信 費	39	
賃 借 料	19	
租 税 公 課	31	
そ の 他	396	
合 計	1,308	

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。